

## 役員及び評議員の報酬等に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、学校法人村上学園（以下「この法人」という。）の寄附行為第57条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等の支給の基準について必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤の役員とは、法人において勤務することが常態である者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、常勤の役員以外の者をいう。
- (4) 職員評議員とは、学園の職員として給与の支給を受けている評議員をいう。
- (5) 報酬等とは、役員又は評議員としての職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、職員給与規程に基づくものを含まない。
- (6) 費用とは、役員及び評議員としての職務執行に伴い生じる旅費（交通費、宿泊費等）及び手数料等の経費をいう。

### (報酬等の支給)

第3条 役員及び評議員に対しては、次のとおり報酬等を支給するものとする。

- (1) 常勤理事 年額報酬
- (2) 非常勤理事 年額報酬
- (3) 監事 年額報酬
- (4) 評議員 年額報酬

2 職員評議員に対しては、報酬等は支給しない。

### (役員及び評議員の報酬額)

第4条 役員に対する年額報酬総額の上限の額は3,000万円とし、役員及び評議員の報酬年額は理事会において決定し、別表のとおりとする。

### (報酬の支給方法)

第5条 常勤の役員に対する報酬は、毎月25日に支給する。（ただし、支給日が土日、祝祭日にあたる場合は、前営業日に支払うものとする。）

2 非常勤の役員に対する報酬は、年額を9月及び3月の二期に等分して25日に支給する。（ただし、支給日が土日、祝祭日にあたる場合は、前営業日に支払うものとする。）

3 評議員に対する報酬は、年額を3月25日に支給する。（ただし、支給日が土日、祝祭日にあたる場合は、前営業日に支払うものとする。）

### (交通費及び費用)

第6条 役員及び評議員には、別に定める旅費規程に基づいて、旅費を支給する。

2 役員及び評議員が職務の執行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(就任又は退任等の場合における報酬等の取扱いについて)

第7条 新たに理事長、常勤理事に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 理事長、常勤理事が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、日割りによって計算する。

4 非常勤理事、監事、評議員の月の中途における就任、退任、解任の場合の報酬額については、日割り計算を行わず1ヶ月分を支給する。

(端数の処理)

第8条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額が50銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が50銭以上であるときは、これを1円に切り上げるものとする。

(作成)

第9条 この法人は、毎会計年度終了後3月以内にこの規程を作成しなければならない。

ただし、その内容に変更がない場合には、理事会においてこの規程の内容を確認した旨と確認した日付を記載した書類を作成する。

(公表)

第10条 この法人は、この規程をこの法人のホームページに公表する。

(補則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て別に定める。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決により行う。

附 則

この規程は、昭和58年4月1日より施行する。

この規程は、平成元年4月1日より一部改定して施行する。

この規程は、平成2年4月1日より一部改定して施行する。

この規程は、平成13年4月1日より一部改定して施行する。

この規程は、令和2年4月1日より一部改定して施行する。

この規程は、令和7年4月1日より一部改定して施行する。

別表

区 分	報 酬 年 額	摘 要
理 事 長	480万円	月額40万円
常勤理事	60万円	月額5万円
非常勤理事	40万円	
監 事	10万円	
評 議 員	1万円	

※ 常勤理事に対しての報酬については辞退により無報酬とする。(平成21年度より)